

景観計画区域内における行為の届出にかかる手続きの流れ

建築物、工作物、開発行為・水面の埋立又は干拓、土地の開墾・土石の採取・鉱物の採掘その他土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為を行う場合は、規模に応じて届出が必要です。

